

緑を守り育てよう 皆さんの緑化活動を応援します

公園農政課 ☎76-8161

緑に関わる市民活動などへの支援

あさひ健康
マイスター
子育て支援
対象事業

- 公園愛護会活動 **ID:3007**
- スポットガーデン **ID:2444**
- 旭フラワーボランティア **ID:2437**



緑化の推進

🌱 生け垣の設置費用を助成 **ID:2439**

生け垣は、ブロック塀のように倒壊の危険性がなく、災害時の安全対策に有効です。

対象者	①住宅、店舗、工場、事務所などに生け垣を新たに設置するかた ②既存のブロック塀などを生け垣に転換するかた
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ●公道に面し、その中心線から2m以上離れた敷地内または敷地内で壁のない駐車場の周囲に設置 ●設置延長が2m以上 ●樹木の高さが0.9m以上で生け垣に適したもの ●1m当たり2本以上植栽 ●生け垣の設置場所をレンガなどで囲む場合は、その高さが宅地面から0.5m以下 ※着工後の申請不可
助成額	①1m当たり2千円(上限6万円) ②1m当たり3千円(上限9万円)

🌱 住宅取得者に記念樹引換券を贈呈 **ID:2442**

対象者	自己用住宅(マンションを含む)を取得後、1年以内のかた
引換券	2千円分
申請方法	次のいずれかを持参し、公園農政課に直接 ●建築基準法による検査済証 ●購入契約書 ●家屋登記事項証明書 ●取得日が分かる書類
引換場所	●あいち尾東農協尾張旭、瀬戸、長久手の各グリーンセンター ●稲一園芸(北山町)

※その他、都市緑化推進事業費補助金 **ID:3006**、指定された保存樹などへの助成 **ID:1432** もあり

緑化推進基金 **ID:2441**

皆さんからの寄付金と市の積立金により緑化事業を推進しています。ご協力をお願いします。

募金箱設置場所 公園農政課、東部市民センター、渋川福祉センター、図書館、中央公民館、新池交流館・ふらっと、文化会館

「相続登記」はお済みですか？ 4月1日より相続登記が「義務化」されています！

無料相談は TEL 0561-54-6832 まで

司法書士プロフェッション法務事務所 司法書士 脇野 秀隆

尾張旭市東印場町2-7-3 マンション2F (駐車場有・旭野高校すぐ)

アイドリング・ストップにご協力

環境課 ☎76-8136

自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や粒子状物質などによる大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化、近隣への騒音を防止するため、アイドリング・ストップ(駐停車時のエンジン停止)が義務付けられています。

ID:2472

猫の飼い方とマナー

環境課 ☎76-8136

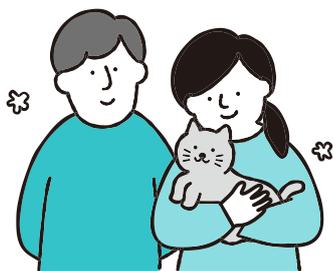
野良猫や外飼いの猫による、ふん尿や繁殖などに関する相談が多く寄せられています。また、飼い主不明の猫が毎年約200匹、路上などで死亡しています。

飼い主のかたへ

●避妊・去勢手術をする ●室内で飼う ●身元を明示する ●終生飼養する

野良猫に給餌しているかたへ

むやみに給餌しないでください。給餌が必要な場合は ●避妊・去勢手術をする ●食べ終わったら後片付けをする ●ふん尿の清掃をする ●可能であれば、飼い主を探す



ID:2480

地域ねこ活動にご理解を

環境課 ☎76-8136

地域の中で野良猫を適正に管理する地域ねこ活動が、地域の皆さんによって進められています。地域ねこ活動にご理解ください。

活動内容 ●避妊・去勢手術 ●トイレの設置 ●食べ残しの清掃 など

ID:2469

アライグマ、ハクビシン、ヌートリアにご注意を

環境課 ☎76-8136

市内で、外来種であるアライグマ、ハクビシン、ヌートリアによる農作物などへの被害情報が寄せられています。触ったり刺激を与えたりしないようにしてください。頻繁に出没する場合は、ご相談ください。



ID:2233

まちの美化に取り組むアダプトプログラム



土木管理課 ☎76-8164

市民や事業者が道路などの清掃活動をボランティアで行っています。「自分たちのまちは自分たちの手で美しくする」アダプトプログラムへの積極的な参加をお待ちしています。活動内容や参加団体など詳細は、ホームページで

ID:2292

ごみ出しルールを守りましょう

環境課 ☎76-8135

環境事業センター ☎52-8000

集積所ではない場所へのごみの投棄や、市では収集できない物が集積所に出されているところが見受けられます。不法投棄は犯罪です。こうした行為は、周辺住民の迷惑となるだけでなく、快適な生活環境を壊してしまいます。

また、資源ごみとなるペットボトルがプラスチック製容器包装で出される事例が多く生じています。お近くの集会所や公民館、スーパーなどに設置されている専用の回収かごに出してください。

ID:2271

ご利用ください あさひ訪問収集

環境事業センター ☎52-8000

週に1度、玄関先まで訪問してごみを収集します。

対象 市内在住の自力でごみなどを排出することが困難で、親族や近隣在住者などの協力を得ることができない次のいずれかに該当する世帯

●要支援・要介護認定を受けているかたのみ ●障がい者のみ

申請方法 申請書(環境事業センター・環境課かホームページで)を同センターか環境課に直接

その他 ●ケアマネジャーなどの介護職員や民生委員、児童委員も申請可 ●申請書受領後、実態調査で適当と認められた場合に収集を開始

ID:1441

みんなの公園 マナーを守って利用しましょう

公園農政課 ☎76-8161

近所のかたや他の利用者の迷惑となるケースが頻繁に見受けられます。誰もが気持ち良く利用できるようルールを守りましょう。

利用のルール

●ボールが公園の外に飛び出したり、他の利用者の迷惑になったりしないようにする ●火気は使用しない ●遊具や広場は譲り合って使う ●ごみは持ち帰る ●遊具、ベンチ、トイレなどを壊したり、落書きをしたりしない ●ペットはつないで散歩し、ふんは必ず持ち帰る ●バイクの乗り入れはしない

